

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	令和4年8月25日(木) 午後2時～午後2時30分
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 議委員自己紹介 3 会長及び会長職務代理者選出 4 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)について 5 その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名	別紙のとおり
提 出 資 料	<p>都内・管内の交通事故発生状況について 令和4年秋の交通安全運動市内広報文(案) 小金井市交通安全推進協議会委員名簿 「守りましょう！自転車の交通ルール」のチラシ 「従業員の安全で適正な自転車利用」のチラシ 「秋の全国交通安全運動市民のつどい」のチラシ</p> <p>・ 令和4年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)</p>

令和4年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 令和4年8月25日(木) 午後2時～午後2時30分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

3 内 容

委嘱状交付

議委員自己紹介

会長及び会長職務代理者選出

協議事項

・令和4年秋の交通安全運動推進要領(案)について
その他

4 出席者

【委員】(敬称略)

羽根 知秀(田中交通課長)、吹春 保隆、飯泉 和久、飯田 成信、
延 毅彦、金井 誠、森田 常次、市川 由記、渡辺 昭子、小山 定男、
中嶋 登、信山 重広、波多野 典子、遠藤 賢二、高橋 秀幸、
清本 秋男

【小金井市】

花野 彰彦(都市整備部交通対策課長)、大関 勝広(都市整備部交通対策
課交通対策係長)、益子 孝志(都市整備部交通対策課交通対策係主事)

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

開会(交通対策係長)

○ 皆様こんにちは。定刻になりましたので、これより令和4年度第1回小金井市交通安全推進協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

司会進行を務めさせていただきます、交通対策課の大関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。なお、ここから失礼して、着座にて説明させていただきます。

- 議事に入る前に、何点か報告等させていただきます。

- まず、本日の本協議会につきましては、委員改選後、最初の会議でございますので、会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、私の方で会議を進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。また、本日の会議招集のお知らせにつきましては、市長名で発送させていただいておりますことをご了承いただきたいと思います。

- 次に、本日の委員の状況でございますが、代理の方も含めまして20名中16名の委員の方にご出席いただいております。したがって、半数以上となっておりますので、東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例第10条第1項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

- 続きまして、本日の会議資料を確認させていただきたいと思っております。
 - まず、本日、机上に配布させていただきました資料でございますが、
 - ・ 本日の会議次第
 - ・ 都内・管内の交通事故発生状況について、こちらは小金井警察署よりご提供いただいたものでございます。
 - ・ 令和4年秋の交通安全運動市内広報文（案）
 - ・ 小金井市交通安全推進協議会委員名簿
 - ・ 「守りましょう！自転車の交通ルール」のチラシ
 - ・ 「従業員の安全で適正な自転車利用」のチラシ
 - ・ 「秋の全国交通安全運動市民のつどい」のチラシ

でございます。

また、事前に送付させていただきました資料として、
・令和4年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）

となります。資料は以上となりますが、過不足等はありませんでしょうか、よろしいでしょうか。

- 続きまして、本日、新たな委員もいらっしゃいますので、本協議会の所掌事務について、簡単にご説明させていただきます。

本協議会は、小金井市交通安全推進協議会設置条例に基づき、市内における交通道德の高揚と、交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的としています。

なお、開催回数ですが、年2回の実施を考慮しておりまして、秋と春の全国交通安全運動に先駆けまして市の交通安全運動推進要領案についてご意見等を頂き、各所属先にもち帰っていただいた中で交通安全運動の輪を広げていただきたいと考えております。委員の皆様には、ご多忙かと思いますが、ご協力賜りますようますようお願い申し上げます。

- 報告等は以上でございます。

1 委嘱状の交付

- それでは議事に入らせていただきます。議題1、委嘱状の交付でございます。本来であれば市長より、各委員の皆様へ委嘱状を交付させていただくところでございますが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から机上配布とさせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2 委員自己紹介

- 次に、ご就任いただきました委員の皆様から、所属とお名前のみでも結構ですので、自己紹介をお願いしたいと思います。

(出席委員の席順に自己紹介をしていただく。)

- ありがとうございます。続きまして、市事務局職員についての紹介をさせていただきます。
交通対策課長の 花野 でございます。
交通対策課 交通対策係主事の 益子 でございます。
最後に改めまして、交通対策係長の 大関 でございます。
よろしくお願いたします。

3 会長及び会長職務代理者選出

- 次に議題3、会長の選出を行います。
- それでは、直ちに議事に入ります。議題は会長の互選についてであります。
- お諮りいたします。選出の方法については、いかがいたしましょうか。
どなたか選出方法についてご意見はありませんか。

(延委員) 選出の方法については、委員の中から指名推薦の方法により行うのが、よろしいと考えます。

- ただいま、選出方法について、指名推薦によるのご意見がありました。そのように決定することにご異議はありませんか。
- ご異議なしと認めます。よって、指名推薦の方法で行います。
- それでは、どなたかご推薦をいただきますでしょうか。

(延委員) 会長には、小金井警察署管内交通安全協会でご活躍され、本協議会でも前回、会長をされていたことから、

こやま
小山定男さんを推薦いたします。

- ただいま、会長に、小山 定男 (こやま さだお) さんをとのご推薦がございました。
- お諮りいたします。本協議会会長に小山定男さんを選出することにご異議ございませんか。
- ご異議なしと認めます。
よって、本協議会会長には小山さんにご就任いただくことと決定いたしました。
- それでは、ただいまご就任されました小山会長には会長席にお座りいただき、会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。小山会長、お願いします。

(小山会長) 就任の挨拶

- 続きまして、会長職務代理者の選出でございます。
規定では、「会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。」となっております。ここで小山会長に職務代理者を指定していただきたいと思います。

(小山会長) 会長職務代理者には、信山 重広さんを指定します。

- ただいま、会長職務代理者に、信山重広さんをとの指定がございました。信山委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(信山委員) 了承いたします。

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○ 続いて、幹事及び書記についてです。

規定では、「幹事および書記は、会長が委嘱する。」となっております。ここで小山会長に幹事及び書記を委嘱していただきたいと思います。

(小山会長) 幹事には、花野交通対策課長を、書記には大関交通対策係長及び益子交通対策係主事を委嘱します。なお、委嘱状の交付は省略します。

○ ありがとうございます。以上をもちまして、私の職務は終了いたしましたので、会長と交代いたします。

議事進行へのご協力に感謝いたします。

それでは、小山会長、議事の進行をお願いいたします。

【会 長】

○ それでは、進行を引き継がさせていただきますので、よろしく願いいたします。

4 協議事項

○ 議題4の協議事項、令和4年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】・・・交通対策係主事

推進要領（案）の概要を説明

【会 長】

- 事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

【会 長】

- 無いようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異義ございませんか。

・・・・・・・・異義なし・・・・・・・・

【会 長】

- ご意義がありませんので、「令和4年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定いたします。恐縮ではございますが、カッコ書きの（案）を消していただきますようお願いいたします。

【会 長】

5 その他

- 続きまして、議題5のその他について事務局から説明をお願いします。

【事務局】・・・・交通対策係主事

- 本日の報酬についてご説明いたします。
市の規程では、翌月の10日迄に支払うものとされています。従いまして、来月9月10日（土）までにご指定の口座に振り込むかたちでお支払いいたします。なお、公の機関の代表者及び報酬受け取りをご辞退された委員においては、支給対象の除外とさせていただきますので、ご了承ください。委員報酬を受けられる方で新たに委員となられた方、振込先変更を希望される方はお手数ですが、会議終了後事務局に申しつけ下さい。
- 次に次回の開催についてですが、この本協議会については

例年春と秋の交通安全運動の前に行われていまして、次回の開催は3月を予定しておりますので委員の皆様のご協力をお願いいたします。

【会 長】

- 何かご質問はございませんか。

【吹春委員】

- 交通安全運動についてではないのですが、質問が2点ございます。駅前スーパー西側、信号機のない横断歩道が2か所あり、車両が停止してくれないとの歩行者側の声がございませぬ。

何か良い方法はないのか、信号機設置とはならないのか。

【会 長】

- 横断歩道において、横断者が車両に道を譲り、車両が横断者を妨害したと判断され、訴訟となった事例が話題となっておりますが、最終的には不起訴になっていましたね。

【田中交通課長】

- 信号機設置につきましては、既設信号機との距離や周辺状況等により検討しており、廃止についても同様である。そのような意見があれば調査いたします。
- 歩行者妨害については、今朝も情報番組等にて扱われておりました。歩行者の保護が基本となり、妨害行為があつて取締りとなります。個別状況によって判断は難しいのですが、歩行者を立ち止まらせたら妨害となります。横断中の歩行者が立ち止まって道を譲ったとなれば、立ち止まらせた時点で妨害となり、違反となります。

【会 長】

- 説明ありがとうございました。
- 他に何かご質問はございませんか。

【波多野委員】

- 報告を一ついたします。10月1日、2日に小金井阿波踊り大会が3年ぶりに開催となります。
- 警視庁小金井警察署はじめ、各交通会社等の協力により時短開催となります。ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、まちの活性化のためご協力願います。

【会長】

- 他に何かございますか。
無ければ、これで令和4年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。今後2年間どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

令和4年度 第1回 小金井市交通安全推進協議会次第

日 時 令和4年8月25日（木）午後2時から

場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

議 題

- 1 委嘱状交付
- 2 委員自己紹介
- 3 会長及び会長職務代理者選出
- 4 協議事項
 - ・令和4年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について
- 5 その他

【配布資料】

- ・都内・管内の交通事故発生状況について
- ・令和4年秋の交通安全運動市内広報文（案）
- ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿
- ・「守りましょう！自転車の交通ルール」のチラシ
- ・「従業員の安全で適正な自転車利用」のチラシ
- ・「秋の全国交通安全運動市民のつどい」のチラシ

【事前配布資料】

- ・令和4年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）

令和4年

秋の小金井市交通安全運動

9月21日(水)～30日(金)

推進要領(案)

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルールを正しく守りましょう！
交通マナーを実践しましょう！

9月30日(金)は 交通事故死

ゼロ を目指す日です。

小 金 井 市
小金井市交通安全推進協議会

第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 スローガン

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して

第3 期 間

- 1 令和4年9月21日(水)から30日(金)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(金)

第4 主催機関

小金井市
小金井市交通安全推進協議会
警視庁小金井警察署
小金井警察署管内交通安全協会
関係機関及び団体

第5 運動の重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

第6 具体的な推進要領

1 運動の重点に対する推進要領

(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

令和3年中の都内交通事故死者数は133名となっており、歩行中死者数は63名、47.4%となっております。中学生以下の子供の死者数は2名、高齢者の死者数は40名となっております。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなどの基本的な交通ルールを守りましょう。○自らの安全を守る交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。○保護者や周囲の大人が交通ルールを守り、お手本となりましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○歩行者事故は秋の夕暮れ時に多く、早めのライト点灯を心掛け、歩行者の見落としに注意しましょう。○道路横断時の事故が多く、横断歩道外横断にも注意しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○職場では通学路を含めた子供が多く通る場所を確認し、注意して通行しましょう。○学校では、日頃から交通安全について指導しましょう。

(2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

令和3年中の事故発生件数は、午後4時から6時が最も多く、死者数は午後8時から10時が最も多くなっております。

令和3年中、都内飲酒事故死傷者数は191名となっております。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○トワイライト・オン運動の実施 日没より早めに前照灯を点灯し、夕暮れ時の交通事故を防止しましょう。○ゆずり合いの気持ちをもって、思いやりのある運転を心掛けましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○通学路、日頃の通り道等の危険個所を再点検しましょう。○アルコール検知器の使用、ハンドルキーパー運動の促進等の取り組みを推進しましょう。

(3) 自転車の交通ルール遵守の徹底

令和3年中の自転車事故死者数は18人で、都内交通事故による死者数133人の13.5パーセントを占めています。

<p>家庭・地域 では</p>	<p>○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ○子供を自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 5 子供はヘルメットを着用 </div>
<p>運転者は</p>	<p>○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。 ○販売店等で定期的に点検整備を受けるとともに、万が一の事態に備え損害賠償保険等に加入しましょう。 ○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 ○二人乗り、並進、傘差し運転や、スマートフォン、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。</p>
<p>職場・学校 等では</p>	<p>○自転車通勤・通学する者がいる場合は、自転車を安全に利用するよう、周知に努めましょう。 ○業務に自転車を使用する事業者は、従業員への研修、点検整備、保険加入しましょう。</p>

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車側の高額賠償例

○歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。
(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)

○夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害
(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に加入しましょう。

(4) 二輪車の交通事故防止

令和3年中の都内の二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の交通事故死者数は35人で、総事故死者数133人の26.3パーセントとなっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起しましょう。○交通事故の責任や命の大切さについて話し合しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょう。○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○出勤、退勤の時間帯の事故発生が特に多くなっており、ゆとりを持った運転に努めてください。

(5) 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

令和3年4月から、一部のエリアにおいて、国の認可を受けた事業者により貸渡される電動キックボードの実証実験が行われており、ヘルメットの着用が任意等の特例が認められています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○電動キックボードの運転は原動機付自転車を運転できる免許が必要で、車道通行やヘルメットの着用義務等があり道路交通法を遵守しなければなりません。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○制動装置、前照灯、後写鏡等の構造や装置について整備、確認し運転しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○時間的余裕を持った計画的な運転を心掛け、実施できるよう努めましょう。○運行前には、運転者の体調を確認し、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。

2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整 ○ 市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開、市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動 ○ トワイライト・オン運動の推進
警視庁小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報啓発活動及び交通安全教育の推進 ○ 交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底 ○ 関係機関・団体との連携の強化
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故多発路線等における安全対策の推進 ○ 道路パトロール等を通じた交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備 ○ 各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加 ○ トワイライト・オン運動の推進
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加 ○ 職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進 ○ トワイライト・オン運動の推進
小金井警察署管内交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種行事の開催による交通安全活動の推進 ○ 会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進 ○ 各種広報媒体を活用した積極的な広報活動 ○ トワイライト・オン運動の推進
小金井市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け ○ 各教育機関、PTA等への協力要請と緊密な連携による交通安全教育の推進及び街頭指導活動等の強化 ○ 各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進 ○ 自転車の安全利用に関する普及啓発活動

1 都内・管内（各市内）の交通事故発生件数～令和4年上半期

	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
都内	14,599件 +1,543件	57人 ±0人	589人 -26人	13,953人 +46人
管内	144件 +18件	1人 +1人	9人 +8人	145人 +7人
小金井市	75件 +5件	0人 ±0人	4人 +3人	75人 ±0人
国分寺市	70件 +14件	1人 +1人	5人 +5人	71人 +8人

- 都内では、発生件数、負傷者数は増加しているが、死者数は昨年比同。
- 管内では、発生件数、死者数、負傷者数の全てにおいて増加している。
- ◎ 小金井市内では、発生件数、重傷者数に増加傾向。
- 国分寺市内では、発生件数、死者数、負傷者数の全てにおいて増加している。

2 管内交通事故の特徴～令和4年上半期

- (1) 昼夜間別～昼間帯106件、夜間帯38件
 昼間帯が夜間帯の約3倍発生している。
- (2) 時間帯別～8～10時31件、10～12時21件、14～16時18件、
 16～18時18件、18～20時18件
 午後及び朝の出勤時間帯、日没直後に多い。
- (3) 曜日別 ～月曜26件、土曜25件、金曜23件、水曜21件
 月曜日に多く、週末も多く発生。
- (4) 路線別 ～府中街道13件、連雀通り11件、東八道路10件
 買い物への行き帰り、出勤途中、業務での運転中に事故に関与。
- (5) 年齢層別～加害者～高齢者26件、40歳代31件、50歳代26件
 被害者～高齢者28件、50歳代23件、40歳代18件
 65歳以上の高齢運転者、高齢歩行者・自転車利用者に注意。
- (6) 関与率 ～子供関与 7.6%（都内平均 5.2%）
 高齢者関与 37.5%（都内平均 32.8%）
 飲酒関与 0%（都内平均 0.6%）
 都内平均を超えているのは3項目。

懸案事項の「自転車関与」は45.1%で都内平均46.3%を下回っており、各種施策が功を奏していることが窺える。

3 小金井警察署の今後の取組

今後も年初に掲げた「子供」「高齢者」「自転車」の3項目の交通事故防止対策を中心に取り組んでいく。

令和4年秋の交通安全運動市内広報文（案）

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。

「たくさんの 笑顔が走る 首都東京」 （スローガン）

市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。また飲酒運転をしようとしている人がいたら、どうか周りの人が注意をしてやめさせてください。

「アウトです 飲んで乗る人 乗せる人」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。また、交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

「磨くのは 技術とマナーと 思いやり」

ドライバーの皆さん

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。

日暮れ時は事故が多くなります。日没より早めにライトを点灯し、交通事故を防ぎましょう。

「歩行者を 守るあなたの 優しい目」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。道路を渡る時は、必ず止まって左右をよく見て車が止まるのを確認してから渡りましょう。

「まあだだよ 左右見てから もういいよ」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えています。

加入義務化となっている自転車保険に加入しましょう。

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用やイヤホン使用で音楽を聴く等の危険な運転は絶対にやめましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。

信号無視、スピードの出し過ぎなどは交通違反です。

歩道は歩行者が優先です。注意し、ゆっくり走りましょう。

放置自転車は、歩行者や車椅子の通行に大変迷惑となりますので絶対やめましょう。

「自転車も 正しいマナーと 思いやり」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。事故にあってしまったお年寄りの多くが、長い経験から「自分は交通事故に遭わない」と思い込んでいます。

自分の運転を再確認して、少しでも不安があったら、運転免許の自主返納を考えましょう。

ご家庭でも、自主返納について話し合しましょう。

安全運転を支援する、セーフティ・サポートカーの利用も考えましょう。

「ひと呼吸 焦らずゆっくり 踏むペダル」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。シートベルトを締めていればケガも防げた、という交通事故が後を絶ちません。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。

車に乗ったら先ずシートベルト、そして、小さなお子様には、必ず体格にあったチャイルドシートを正しい方法で着用しましょう。

「安心の 絆をつなぐ シートベルト」

小金井市交通安全推進協議会委員名簿

令和4年5月1日現在

No.	職名	氏名	備考(推薦団体等)
1	委員	羽根 知秀	警視庁小金井警察署 (署長)
2	委員	吹春 保隆	小金井市議会 (議員)
3	委員	飯泉 和久	東京消防庁小金井消防署 (署長)
4	委員	飯田 成信	日本郵便株式会社 (小金井郵便局長)
5	委員	浅野 智彦	小金井市教育委員会 (委員)
6	委員	延 毅彦	小金井市教育委員会 (市立小金井第四小学校長)
7	委員	金井 誠	小金井市教育委員会 (市立緑中学校長)
8	委員	森田 常次	都立多摩科学技術高等学校 (校長)
9	委員	市川 由記	小金井市私立幼稚園協会
10	委員	渡辺 昭子	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	小山 定男	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	中嶋 登	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	土屋 和子	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会
14	委員	信山 重広	武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会
15	委員	須崎 登	東京むさし農業協同組合小金井支店
16	委員	山城 裕路	小金井市商工会 (理事)
17	委員	波多野 典子	小金井市商工会 (理事)
18	委員	遠藤 賢二	(株)尾久自動車
19	委員	高橋 秀幸	京王バス(株)府中営業所
20	委員	清本 秋男	(一社)東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は令和6年4月30日まで

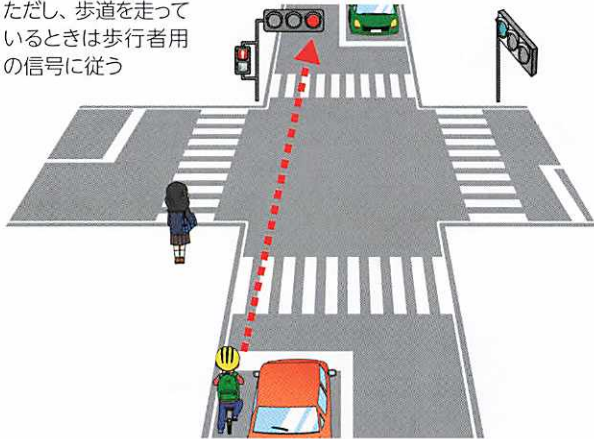
自転車利用者の皆さんへ

もう一度確認してみましょう

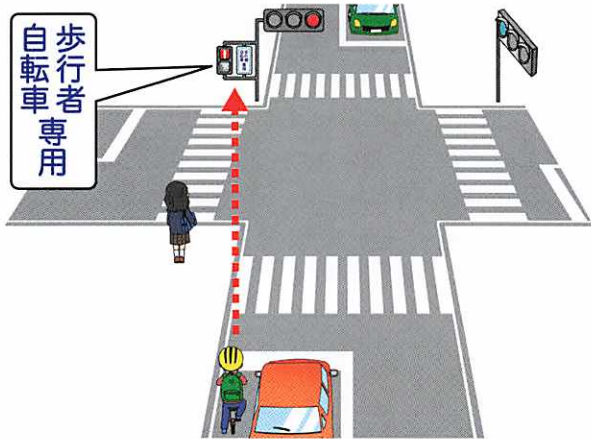
守りましょう! 自転車の交通ルール

「歩行者・自転車専用」の表示がない場合
車両用の信号に従わなければいけません

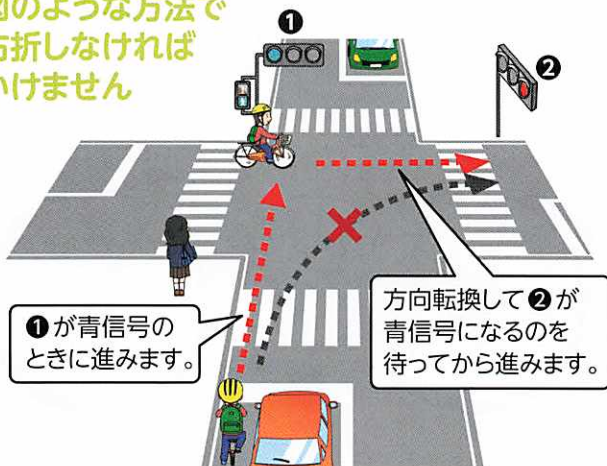
ただし、歩道を走っているときは歩行者用の信号に従う



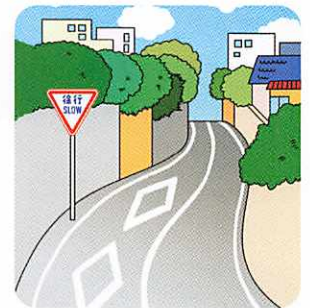
「歩行者・自転車専用」の表示がある場合
歩行者用の信号に従わなければいけません



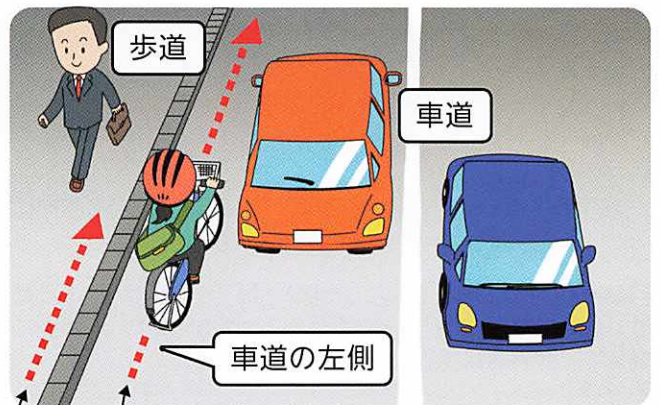
右折する場合は、
図のような方法で
右折しなければ
いけません



道路標識・標示に従い、一時停止やすぐに
停止できるような速度で通行するなどして、
安全を確認しなければいけません



車道と歩道の区別のある道路では、原則として、
車道を通行しなければいけません



車道を通行するときは、
左側を通行しなければいけません。

歩道を通行する場合は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

歩道を通行することができる場合



- 道路標識により自転車が歩道を通行することができることとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



これはダメ ぜったいやめよう! やめさせよう!

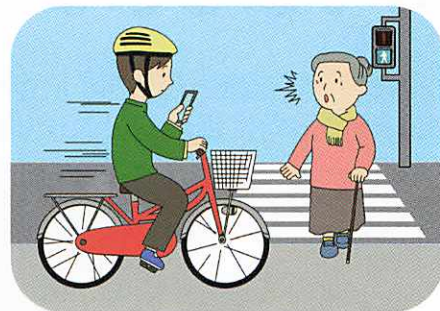
他の自転車と並んで
走行してはいけません



自転車で二人乗りを
してはいけません



スマートフォン等の画面を
見ながら運転してはいけません



傘差し運転をしては
いけません



飲酒運転は禁止です



夜間や暗い場所では前照灯を
点灯させなければいけません



自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等*に
加入している必要があります!! (令和2年4月1日~)

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。

*自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)

● 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して手軽な手続で加入できる自転車向け保険もあります。ほか、点検整備された自転車の車体に付帯された保険(TSマーク付帯保険)もあります。既に加している保険等に補償が付いている場合もありますので、確認してください。詳細は、保険会社や保険代理店にお問い合わせください。

自転車側が加害者になった高額賠償事例

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行して交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した(約6,700万円)。(東京地裁、平成15年9月30日判決)



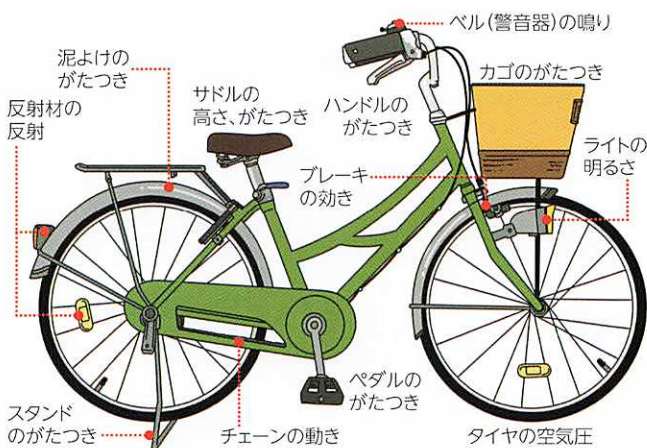
ヘルメットをかぶりましょう

● 保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)

● 自転車利用者は、年齢を問わず、ヘルメット等の着用を努めるものとされています。(東京都自転車安全利用条例第19条)

点検整備をしましょう

自転車は日常的に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。



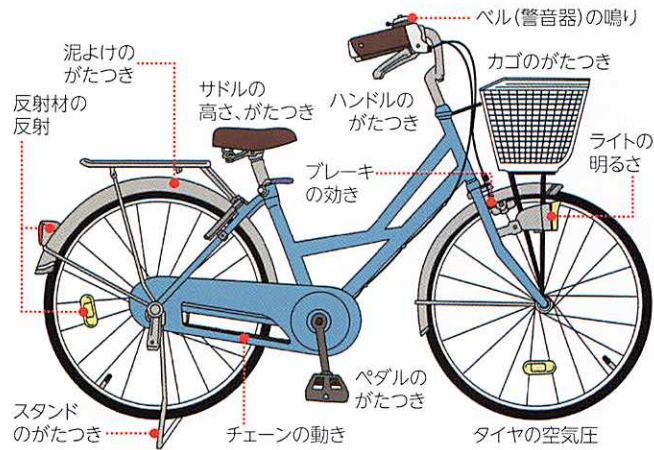
事業者の方へ

事業者の責任です!

従業員の安全で適正な自転車利用

点検整備を実施しましょう

事業用に使用する自転車は適切に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。



駐輪場所の確保・確認

● 自転車でお店や事業所を訪れる顧客等に対して

・駐輪場所の確保や、駐輪場の案内等をし、駐輪場の利用を勧めてください。

● 自転車通勤をする従業員がいる場合

・事業者自らが駐輪場所を確保するか、従業員に対して駐輪場を利用していることを契約書等の書面で確認しなければいけません。自宅から最寄駅までの自転車利用者も確認対象です。
・自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するように努めなければなりません。また、確認ができなときは、加入に関する情報を提供するように努めなければなりません。



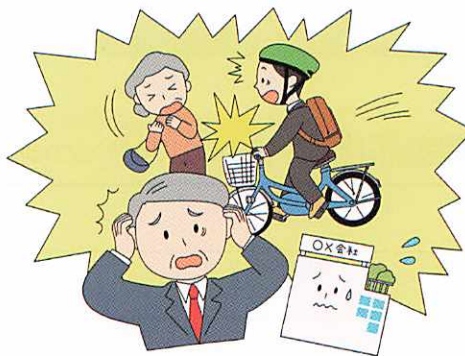
自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等*に加入している必要があります!! (令和2年4月1日~)

● 業務中の自転車の利用によって生じた対人賠償事故に備える保険等に加入しなければなりません。

業務で自転車を利用中に起こした事故は、**個人賠償責任保険では補償されません。事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。**

*自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車を利用して通勤する従業員がいる場合は、自転車通勤者が保険等に加入しているかを確認しましょう。保険等に未加入の場合は、保険等への加入について情報提供しましょう。



高額賠償事例

赤信号を無視した40歳代会社員男性の自転車が、道路を横断中の女性(当時75歳)に衝突し、女性は転倒して、頭を強打、5日後に死亡した事例において、男性に約4,700万円の損害賠償の支払いが命じられました。(東京地方裁判所、平成26年1月28日判決)

ルール・マナーの周知徹底をお願いします

傘差し運転は禁止されています

● 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、自転車を運転してはいけません。

● 傘を差して運転すると、バランスが崩れやすくなったり、前方が見えにくくなるほか、片手運転になってしまい、危険です。

● レインコートを着用しましょう。



ヘルメットをかぶりましょう

● 自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約7割(*)は頭部損傷を主因として亡くなっています。

*平成28年から令和2年の自転車死亡事故66.2%が頭部に致命傷を負っています。

● 東京都自転車安全利用条例第19条では、ヘルメット等の交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとされています。



自転車安全利用推進事業者制度

- 平成29年2月に改正「東京都自転車安全利用条例」が施行され、自転車安全利用推進者を選任し、従業員に対する自転車の安全利用に関する研修や情報提供などの必要な措置を講ずることが、事業者の努力義務となりました。【第14条の2】
- 自転車安全利用推進者の選任対象事業者
(1)人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を使用している事業者
(2)その他の事業者で従業員が通勤等で自転車を利用している事業者
- 東京都では、この条例に基づいた取組を行う各事業者を支援するため、「自転車安全利用推進事業者制度」を開始しています。



優良推進事業者

- 自転車安全利用推進者を選任
- 年1回以上、自転車安全利用に関する研修を実施
- 自転車の安全利用に関する規定を社内で整備

申請書 → 都の認定

東京都の支援内容

- ・定期的な情報提供
- ・自転車安全利用TOKYOセミナーの優先受講
- ・自転車安全利用推進事業者が行う研修への講師派遣等
- ・自転車安全利用推進事業者による自転車安全利用に向けた取組状況を東京都ホームページへ掲載
- ・知事感謝状贈呈の選考対象

一般推進事業者

- 自転車安全利用推進者を選任

届出書

東京都の支援内容

- ・定期的な情報提供
- ・自転車安全利用TOKYOセミナーの優先受講
- ・自転車安全利用推進事業者が行う研修への講師派遣等

本制度のお問い合わせ

電話：03-5388-3124

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(本文中は「東京都自転車安全利用条例」と表記)では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などの規定を設けています。

令和4年3月発行 自転車安全利用普及啓発リーフレット (編集発行)東京都 お問い合わせ 電話 03-5388-3124・3127

東京都 自転車条例 検索



● 自転車安全利用推進事業者届出書 (S1060104@section.metro.tokyo.jp宛てに送信して下さい。)

※令和4年4月1日以降ご提出の方は提出先アドレス変更の場合がございますのでお問い合わせください。

事業者名

代表者氏名

所在地

〒

連絡先

電話

Eメール

自転車利用者数

通勤・業務を含め

10名以上

10名未満

自転車安全利用
推進者

役職

氏名

選任年月日

● 研修・事業者内規則

事業者内研修の実施

年

月実施

※別途「研修等実施報告書」をご提出ください。

事業者内規則の制定

年

月制定

※自転車通勤等に関する社内規則を制定している場合は、送付をお願いします。

● 自転車安全利用TOKYOセミナー(年8回開催予定)

事業者が従業員に対して研修を行うための基礎知識を学べます。研修を模したグループワークのほか、参加者には研修用DVDを提供します。申込方法や日程などの詳細については、ホームページでお知らせします。

(お問い合わせ)東京都 電話03-5388-3124

東京都 自転車安全利用TOKYOセミナー

検索

秋の全国交通安全運動

市民のつどい



楽しいイベント盛りだくさん♪

令和4年9月4日(日)

午後2時から午後4時まで

小金井宮地楽器ホール・大ホール

小金井市本町6-14-45

わかりやすく楽しい安全教室

お笑い芸人「はんにや」川島さん

一日署長就任



奥さまとトークショー



チアダンスやヒップホップ
ダンスメドレー



小金井北高校ダンス部「DTD」

日本芸術高等学園学生による

朗読会



主催：小金井警察署・小金井警察署管内交通安全協会

共催：小金井市・国分寺市

《問合せ》

小金井警察署 交通総務係 042-381-0110

小金井警察署管内交通安全協会 042-381-7145

